

(様式1-2)

和歌山県立医科大学職員の職場復帰支援の流れ(本人用) (原則として休職が必要となる場合)

原則として休職が必要となる場合、職場復帰後に病状が安定するまで、所属長及び健康管理センタースタッフが、状況に応じてサポートしますので、主治医等の指示に従って、療養に専念してください。
相談したいこと等が生じた場合、健康管理センター(直通:073-441-0798)までご相談ください。
休職に入ることが見込まれる時から職場復帰後に病状が安定するまでの対応については、次のとおりです。

1 休職に入ることが見込まれる時

病気休暇の上限期間(180日間)を超えて休職に入ることが見込まれる場合、「健康診査申請書」(様式3)に主治医の診断書(※)を添付し、所属長を経由して、産業医に提出してください。

※主治医の診断書は、休職願等に添付する分の写しでも結構です(所属担当者等による原本証明が必要です。)

本様式により、所属長が「職場復帰支援の流れ」について説明します。

2 療養中

(1) 療養中は、原則として1ヶ月毎に「療養状況報告書」(様式2)を、所属長経由で産業医に提出してください。

(2) 休職期間は、治療に専念するために設けられていますので、期間中は、主治医の指示に従い、療養に専念してください。

(3) 健康管理センタースタッフが、定期的に連絡をとり、状況を確認します。

3 職場復帰の準備、申出、及び試し出勤

次の「職場復帰相談開始の目安」を参考に、主治医と職場復帰の見通しについて相談してください。

職場復帰相談開始の目安

- 職場復帰の意思がある。
- 病状が安定している。
(主治医が症状の安定を認める、少なくとも2週間以上つらい症状が無い又は症状をコントロールできる。)
- 基本的な生活リズムが、回復している。(規則正しい十分な睡眠・食事)
- 体調が整い、通常の勤務に耐えられる。
- 復帰を想定した服薬パターンが出来ている。

(1) 主治医との相談の結果、試し出勤が可能と診断された場合は、「[復帰希望用]療養状況報告書」(様式4)を、所属長経由で産業医へ提出してください。

「[復帰希望用]療養状況報告書」(様式4)等の提出を受けて、産業医は、本人経由で主治医あてに「試し出勤実施に関する診断書」(様式6)の記入を依頼しますので、主治医に記入していただいた後に、産業医に提出してください。

(2) その後、健康管理センタースタッフ等との面接を受けていただきます。日時及び実施場所は、所属長を通じてお知らせします。

(3) 健康管理センタースタッフとの面接結果を踏まえて、「試し出勤申出書」(様式7)を所属長に提出してください。

試し出勤は、職員自身が、実際の職場において、自分自身及び職場の状況を確認しながら、復帰の準備を行い、円滑な職場復帰に繋げることを目的としております。

所属長が、「試し出勤実施プラン」(様式8)を作成しますので、同プランに沿って、試し出勤を実施してください。

試し出勤の勤務については、「試し出勤申出書」(様式7)をご参照ください。

なお、「試し出勤実施に関する情報提供書」(様式9)により、産業医から主治医へ、情報提供を行います。

4 職場復帰支援会議

試し出勤期間中において、適宜、健康管理センタースタッフと面談していただきます。その面談結果、所属長経由で産業医に提出していただく「健康審査申請書」(様式3)(休職にあたり健康管理区分が変更されているため、再度変更申請が必要)及び産業医が本人経由で主治医から提出を受ける「職場復帰に関する診断書」(様式10)等を踏まえて、職場復帰支援会議を開催し、職場復帰の可否等を協議します。

構成メンバーは、所属長、精神科医、総務課長(人事班長)及び健康管理センタースタッフ(産業医、保健師)です。

職場復帰支援会議では、職場復帰に際して、本人の意向も尊重した上で、「職場復帰支援会議記録票」(様式11)の下段にある「職場復帰支援プラン」を作成します。

5 職場復帰の手続きについて

(1) 産業医は、職場復帰支援会議での協議結果を踏まえ、「職場復帰に関する意見書」(様式12)を作成し、本人が所属する所属長に提出します。

(2) 所属長は産業医の意見を踏まえ、本人に連絡します。

(3) 職場復帰が難しいと判断された場合は、もうしばらく療養が必要です。落ち込まず療養に専念してください。

(4) 職場復帰が可能と判断された場合は、所属長より「職場復帰について」(様式13)が本人あて通知されますので、総務課人事班に「復職願」をご提出ください。

また、復帰可能な場合は「職場復帰及び就業措置に関する情報提供書」(様式14)により、産業医から主治医へ、情報提供を行います。

6 職場復帰

復帰後は、職場復帰プランにのっとり、徐々に職場に慣れるようにしてください。

体調や勤務状況等について、健康管理センタースタッフと定期的に面談を実施し、就業措置内容や期間を検討します。必要に応じて、「就業措置に関する診断書」(様式15)により、主治医と情報共有を行います。就業措置に変更が生じた場合は、産業医より所属長へ「面接指導結果報告書及び事後措置に係る意見書」を送付し情報共有を行います。